

令和5年度

高山市地域課題解決型事業活動

プランコンテスト

募集要項

令和5年4月3日

高山市総合政策部地域政策課

目 次

第1	事業の目的	3
第2	応募者の条件	3
第3	対象プランの条件	4
	1 対象プラン	4
	2 市の補助金の併用禁止について	4
第4	プランの対象経費（補助対象経費）	5
	1 補助対象経費	5
	2 補助対象期間	5
第5	補助対象経費への補助率と限度額	6
第6	プランの公募手続き	7
	1 スケジュール	7
	2 募集要項等の配布	7
	3 事前の相談等について	7
	4 企画提案書類の提出、受付	8
	(提出書類)	
	高山市地域課題解決型事業活動プランコンテスト申込書	9
	事業計画書、事業計画書の記入のポイント	10～12
	収支予算書、収支予算書の記入のポイント	13～14
	構成員名簿について	15
第7	応募プランの審査、表彰及び補助対象事業の選定	16
	1 プランの審査方法	16
	2 プランの表彰、補助対象事業の選定	16
第8	補助事業の実施について	16
	1 補助金交付申請、交付決定	16
	2 補助事業の実施における留意事項	16
	3 補助金変更申請	17
	4 実績報告書、補助金の支払い	17
	5 補助金の概算支払い	17
	6 事業の公表、その他	17
	7 問い合わせ先及び各種書類の提出先	17
	地域の課題解決に向けた活動に対する支援の流れ	18

令和5年度

高山市地域課題解決型事業活動プランコンテスト募集要項

第1 事業の目的

人口減少や少子高齢化の進展によるコミュニティ機能の低下や地域産業の衰退などは、市民生活や地域活動等に様々な影響を及ぼしています。

市では、地域単位で小さい成功モデルをたくさんつくり、それらを積み上げて地域全体を底上げするため、地域課題の解決に向けた活動を支援し持続可能な地域づくりを促進します。

このため、市民等が主体となり実施の意思がある地域の課題解決ためのプランを募集し、審査の上評価の高いプランについて補助金を交付し、その活動を支援します。

第2 応募者の条件

今回の募集に応募できる方（以下「応募者」という。）は、主体となって実施する意思がある者で、本市に住民登録のある者（以下「市民」という。）、又は市内に拠点を置く事業者若しくは団体であって、次の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に定める暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (3) 今後も市内に居住又は拠点を置く意思がある者。
- (4) 事業者又は団体にあつては、代表者が明らかであること。
- (5) その他市長が適当と認めるもの。

第3 対象プランの条件

1 対象プラン

企画提案するプランにおいて対象となるものは、“第1 事業の目的”にある地域課題の解決を目指すためのものであり、“第2 応募者の条件”にある応募者が主体となって実施するものとし、かつ次の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 市内で実施するものであること。
- (2) 新たに企画し実施するものであり、実現性があること。
- (3) 令和5年度より実施するものであること。ただし、応募の時点で既に実施中のものについては、事業開始後1年未満であること。
- (4) 政治的活動および宗教的活動を目的とするものではないこと。
- (5) 公序良俗に反していないこと。

2 市の補助金の併用禁止について

企画提案するプランにおいて、実施に際し市の他の補助金の交付を受けるものである場合は、対象となりません（まちづくり協議会の助成事業など、その財源に市の補助金等が充てられている場合も含まれます）。

第4 プランの対象経費（補助対象経費）

1 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、企画提案するプランの実施に必要な経費のうち、次の経費を除いたものとなります。ただし、他の団体から補助金や助成金を受ける場合は、経費からこの補助金等を差し引いた額が補助対象経費となります。

補助対象とならない経費

- (1) 団体等の運営に関する経費
 - ア 団体等の運営に必要な恒常的経費（補助対象事業を実施するための経費を除く）
 - イ 団体等の会報（ホームページ等を含む。）の作成費及び送料などに関する経費
- (2) 汎用性があり目的外の使用になり得るものに係る経費（専ら補助対象事業のために使用するものを除く）
- (3) 他団体への補助（助成）等を目的とした経費
- (4) 個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費（服、靴等）
- (5) その他本事業として相応しくない経費

2 補助対象期間

補助金の交付対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。

申込時において既に実施中のものについては、令和5年3月31日以前に発注（発生）した経費は補助金の交付対象となりません。

第5 補助対象経費への補助率と限度額

補助率は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円まで補助します（1,000円未満の額は切り捨てとなります）。

≪補助金額の算出例≫

支 出【例1】	
補助対象経費 ①	100万円
補助対象外経費	10万円



収 入【例1】	
自己財源	30万円
市補助金	50万円
① × 1/2 =	50万円
事業収入	0円
他の補助金等②	0円
その他（協賛金等）	30万円
合 計	110万円

支 出【例2】	
補助対象経費 ①	300万円
補助対象外経費	50万円



収 入【例2-1】	
自己財源	100万円
市補助金	100万円
① × 1/2 →	100万円
事業収入	100万円
他の補助金等②	0万円
その他（協賛金等）	50万円
合 計	350万円

上限額（100万円）まで補助します。

収 入【例2-2】	
自己財源	50万円
市補助金	100万円
(①-②) × 1/2 =	100万円
事業収入	100万円
他の補助金等②	100万円
その他（協賛金等）	0万円
合 計	350万円

他の団体からの補助金等を差し引いた額が、補助対象経費となります。

第6 プランの公募手続き

1 スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表・配付	令和5年4月3日(月)～令和5年5月31日(水)
プランの受付期間	
一次審査(書類審査)実施	令和5年6月上旬
二次審査(プレゼンテーション審査)実施	令和5年6月下旬
表彰・公表	令和5年7月上旬

2 募集要項等の配布

- (1) 配付日時 令和5年4月3日(月)～令和5年5月31日(水)
午前9時～午後5時まで(ただし、土日祝日を除きます。)
- (2) 配付場所 高山市 総合政策部 地域政策課

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 市役所4階

※ 募集要項等は、高山市のホームページからもダウンロードできます。

※ 問い合わせ先は、高山市地域政策課 電話：0577-35-3183

メール：chiikiseisaku@city.takayama.lg.jp

3 事前の相談等について

コンテストの応募に際し事前の説明会は開催いたしません。応募を検討している方への事前相談はお受けしておりますので、個別にご相談ください。

4 企画提案書類の提出、受付

- (1) 受付期間 令和5年4月3日(月)～令和5年5月31日(水)午後5時【必着】
- (2) 提出書類 必要な書類は、次表のとおりとなります。

提出書類一覧表

種類	提出書類	チェック欄
共通の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高山市地域課題解決型事業活動プランコンテスト申込書 ※ ・ 事業計画書 ※ ・ 収支予算書 ※ ・ その他、プランの概要が分かる資料 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
事業者又は団体の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規約、会則又はこれに準ずるもの ・ 構成員名簿（任意のもので構いませんが、住民登録地（町名まで）を記載してください） ・ 事業者又は団体の活動内容が分かるもの（総会資料やチラシなど） 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※ 様式のデータは、市ホームページからダウンロードできます。

- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 高山市地域政策課宛てに持参又は郵送により提出してください。
郵送した場合は、届いているかどうかの確認を受付期間内に電話にて行ってください。

◆提出先：高山市 総合政策部 地域政策課

〒 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

◆確認先：高山市地域政策課 地域政策係 (☎0577-35-3183)

(5) 注意事項

- ・ 提出期限までに必要な書類が提出されなかった場合は受理できませんので、余裕をもって提出してください。
- ・ 提出書類や必要書類の作成・提出等に要する経費等は、すべて応募者負担とします。
- ・ 提出の後、書類の内容について確認をさせていただくことがあります。

(あて先) 高山市長

申請者 所在地
 団体名
 代表者 (氏名)
 連絡先

高山市地域課題解決型事業活動プランコンテスト申込書

_____年度高山市地域課題解決型事業活動プランコンテストについて、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

なお、申し込みを行うにあたり、私は政治及び宗教活動を目的としていないこと、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと、申込後も高山市内に居住又は拠点を置く意思を持っていることを宣誓します。

記

事業の名称	
事業費総額	円（支出予算額合計）
交付希望額 （補助対象事業費）	円（1,000円未満切り捨て）
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他、プランの概要が分かる資料 (4) 規約、会則又はこれに準ずるもの (5) 構成員名簿（任意のもので構いませんが、住民登録地（町名まで）を記載してください） (6) 事業者又は団体の活動内容が分かるもの ※(4)～(6)は、事業者又は団体の場合のみ必要です。

事業計画書

事業の名称		
申請者に関する事項	団体・事業者名	
	代表者氏名	
	所在地	住所：〒 電話： FAX： E-mail：
	団体の場合は 構成員数	
	事務局・職氏名	
	事務局・連絡先	住所：〒 電話： FAX： E-mail：
事業計画に関する事項	①実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	②実施地域	
	③事業の目的	
	④現状の課題	

【事業計画書の記入のポイント】

事業計画書

項目	内容・留意事項
事業の名称	★簡潔でわかりやすい事業名としてください。
団体・事業者名等	★複数の団体・事業者で行う場合は、代表する団体又は法人名
代表者氏名	★
構成員数	○団体の場合は団体構成員数を、複数の団体がグループで行う場合はグループに参加している団体数を記載してください。
事務局等	○本提案事業の問合せ窓口、担当者名を記載してください。
①実施期間	○令和6年3月31日までの範囲内で設定してください。
②実施地域	★旧高山市地域は「高山地域」と、支所地域は当該地域の名称を、複数地域にて実施の場合は地域名称の列記又は「エリア域名称(地域名)」と記載してください。 例：丹生川地域、清見・荘川地域、南大野地域（久々野・朝日・高根）
③事業の目的	★事業（プラン）の企画提案を行う目的を記載してください。
④現状の課題	★解決に向けて取組む地域課題について、実施する地域の現状を踏まえて記載してください。
⑤事業の概要	★事業（プラン）の内容を、スケジュールや取組み方法を踏まえて記載してください。 【審査ポイント】 ・主体性・協働性：地域課題の解決に向けて主体的に行動する活動であるか、地域との連携が図られている活動となっているか。 ・合理性・妥当性：地域課題を解決する手法として合理的な活動となっているか。 ・先進性・先駆性：発想や着眼点に先駆性や独創性があるか。 ・実現性・具体性：実施スケジュールや実施方法など活動の実施に向けての計画が具体的であるか。
⑥事業の効果等	★事業（プラン）の実施により期待できる効果（地域課題解決への貢献度合い）などを記載してください。 【審査ポイント】 ・公益性・公共性：地域課題を的確に把握し課題の解決を図ることで、地域の振興に寄与する活動であるか。
⑦次年度以降の事業計画	○次年度以降の事業計画について記載してください。 【審査ポイント】 ・継続性・発展性：活動の継続（自走可能性）や新たな展開への発展が期待できる活動か。
⑧自己財源の調達方法	○企画提案事業における自己資金の調達方法について、具体的に記載してください（どのような事業収入を見込んでいるのか等）。
⑨他への補助・助成等の申請	○今回の企画提案事業について、国・県・民間団体等の補助金等に応募や申請している場合は、その補助金等の名称を記載してください（コンテスト申込時は申請書や予算書、交付決定通知書の写しは提出不要です）。

★の記載内容については、全部又は一部を公表することがあります。

収支予算書

(収入)

費目	金額(円)	内訳
自己財源		
市補助金		
事業収入		
他の補助金・助成金		
その他		
合計		

(支出)

区分	費目	金額(円)	内訳
補助対象経費	人的経費	賃金	
		報償費	
		旅費	
		計	
	その他経費	消耗品費	
		印刷製本費	
		役務費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		工事請負費	
		原材料費	
		計	
	小計		
	外経費		
小計			
	合計		

【収支予算書の記入のポイント】

収支予算書

(収入)

費目	内容・留意事項
自己財源	・「事業収入」「その他」以外の収入を記載してください。
市補助金	・募集要項 6ページの“第5 補助対象経費への補助率と限度額”により算出してください。
事業収入	・事業の実施により見込まれる販売収入、イベント参加費等の事業収入を記載してください。
他の補助金・助成金	・国・県等他の団体からの補助金・助成金の申請金額または交付決定金額を記載してください。
その他	・寄付金や協賛金等自己財源以外の収入を記載ください。

(支出)

区分	費目	内容・留意事項	
補助対象経費	人的経費	賃金	・補助事業者が雇用した者に対して支払う賃金です。 ・補助事業者の構成員への賃金は対象外です。
		報償費	・講師等への謝礼は、必ず源泉徴収してください。 ・補助事業者の構成員や協働相手への謝金は対象外です。
		旅費	・出張や先進地視察等の際の交通費や宿泊費等です。
	その他経費	消耗品費	・事業の実施に必要な経費となります。 ・食糧費は対象外です。
		印刷製本費	・補助事業にのみ使用するものを除き、IT機器やソフトウェア等、汎用性があり目的外の使用になり得るもの(他の目的への転用が容易なもの)は対象外です。
		役務費	・「調査・委託費一式」など積算根拠が不明瞭とならないよう、各費目に明確に分けてください。
		委託料	・地域経済を考慮し、市内の事業者との取引を前提とした積算をお願いします。
		使用料及び賃借料	・消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税は補助対象経費となりませんので、相当額を除いた額にて積算してください。
		工事請負費	・高額となる場合は、複数の業者からの見積りにより積算してください。
		原材料費	・高額となる場合は、複数の業者からの見積りにより積算してください。
〇〇費	← (空欄について) 他の費目がある場合に追加してください		
補助対象外経費	・上記の「補助対象経費」以外で、事業の実施に必要な経費について、費目毎に記載してください。		

【構成員名簿について】

住民登録があるかどうかを確認するものです。

任意のもので構いませんが、住民登録地（町丁名まで）を記載してください。

《構成員名簿の例》

構成員名簿

整理 番号	氏 名	住 所 (住民登録地)
【例】	〇〇 △△	高山市花園町2丁目
【例】	■ ■ ◆ ◆	高山市丹生川町坊方
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

第7 応募プランの審査、表彰及び補助対象事業の選定

1 プランの審査方法

- (1) 第一次審査 提出書類（事業計画書や収支予算書等）による書類審査を行います。
- (2) 第二次審査 書類に基づく面接によるプレゼンテーション審査を行います。

プレゼンテーション審査においては、適正かつ公平に、第三者の目も踏まえて客観的に審査を行うため、外部審査員を交えた審査会により審査を行います。

2 プランの表彰、補助対象事業の選定

審査会においてプランの審査・評価を行い、優秀なプランを選考し表彰します。

地域課題解決型事業活動プランコンテストにて表彰されたプランは、補助対象事業（モデル事業）として補助金を交付します。

第8 補助事業の実施について

1 補助金交付申請、交付決定

補助対象事業に選定された応募者は、補助対象事業に選定されたプラン（以下「補助事業」という。）の実施に向けて、補助金の交付申請を行います。

市では、交付申請書等の内容を審査し、補助金の交付決定を応募者へ通知します。

交付決定を受けた応募者は、補助事業に着手してください。又は引き続き実施してください。

【補助金の交付申請及び交付決定での留意事項】

- ・ 交付申請に必要な書類等は申請の案内時に説明をいたします。事業計画や収支予算は、原則応募時のプランと同じものではありませんが、補助金額の決定のためより詳細に記載いただく場合があります。
- ・ 補助金交付決定額は、収支予算や見積書等により精査を行い、審査会の意見を参考に決定しますので、交付申請額（補助申請額）どおり交付決定されないことがあります。

2 補助事業の実施における留意事項

- ・ 補助事業の実施にあたり、事業の評価や実績報告書に添付が必要な記録（写真等）を必ず残してください。
- ・ 業務日誌（賃金関係）、出張報告書（旅費関係）、各支出別の領収証の写しや、納品写真等の書類にて確認できない場合は補助できません。

- ・補助対象経費であっても、補助対象期間以外に発注（発生）、支払いが行われたものは補助できません。
- ・補助事業の実施を広く市民等へ周知するため、ホームページやSNSなど各種情報発信媒体による情報発信に努めていただくほか、市の広報誌掲載やホームページへの情報提供依頼があった場合は対応をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底したうえで事業を実施してください。
- ・地域経済を考慮し、可能な限り市内の事業者との取引をお願いします。

3 補助金変更申請

補助事業の実施中に事業計画内容の変更や事業を中止する場合は、補助金変更申請書を提出してください。

4 実績報告書、補助金の支払い

補助事業が完了した時は、20日以内に実績報告書等を提出してください。

市では実績報告書等の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し通知しますので、通知を受けた後、補助金交付請求により補助金が交付されます。

5 補助金の概算支払い

補助金の交付決定日以後において、補助金の概算払い請求により補助金の交付を受けることができます。

6 事業の公表、その他

補助事業の概要及び団体名などは、市ホームページなどで公表します。

その他、補助金については、高山市補助金交付規則、高山市地域課題解決型活動支援事業交付要綱の定めにより交付します。

7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

本要項に関する問い合わせ先は次のとおりです。

〒 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 （市役所4階）

高山市 総合政策部 地域政策課

電話：0577-35-3183 FAX：0577-35-3174

電子メール：chiikiseisaku@city.takayama.lg.jp

地域の課題解決に向けた活動に対する支援の流れ

